

# 年金からの保険料の支払いについて

資料5

## ○4月15日から、保険料(2ヶ月分)を年金(2ヶ月分)からお支払いいただく

- (注1) 4月支給分の年金から徴収する保険料については、4月9～10日にかけて年金振込通知書を該当者の方に送付(長寿医療制度 約832万件<社会保険庁分約793万件、国共済等約39万件>、国保約53万件)
- (注2) 被保険者の数が極めて少ないといった理由や、システム開発に時間を要するため、10月から保険料の年金からの徴収を開始する市区町村(31市区町村)がある。
- (注3) 国民健康保険では、世帯内の国民健康保険の被保険者が、「世帯主も含め65歳から74歳までだけの世帯」の世帯主の方に、保険料を年金からお支払いいただく。

(参考) 具体的な保険料を全国平均でみると、

- 基礎年金(月6.6万円)だけの単身 … 1人 1,000円/月(介護保険料 2,000円/月)
- 平均的な厚生年金(月16.7万円)の単身・夫婦 … 夫 5,800円/月(介護保険料 5,100円/月)

○ **趣旨** (多くの方にとっては、これまで納付書や口座振替でお支払いいただいていた国保保険料からの切替となる)

- ① 皆様に、金融機関等の窓口でお支払いいただく手間を省く
- ② 保険料徴収のための行政の余分なコストが省ける

○ 次の方は、年金からは支払われず、納付書や口座振替などにより支払っていただく

- 年金額が18万円(月1万5千円)未満の方
- 介護保険料と、この保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方

○ 年金額が低い方など生活にお困りの方の納付相談窓口を市区町村に設け、対応